

日医発第 93 号（介護）

令和 7 年 4 月 8 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
（公印省略）

令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査結果について（情報提供）

令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査につきましては、本会より「令和 6 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)へのご協力依頼について」（令和 6 年 9 月 6 日付 日医発第 1004 号）等にてご連絡申し上げたところです。調査実施の際にはご協力を賜りましたこと御礼申し上げます。

今般、本年 3 月 24 日開催の第 245 回社会保障審議会介護給付費分科会において、令和 6 年度調査結果が報告・了承され、調査結果が厚生労働省のホームページにおいて、下記のアドレスで公開されましたので、お知らせいたします。介護保険制度運営等の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

厚生労働省 介護従事者処遇状況等調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/151-2.html>

（添付資料）

- 令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント
- 令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要

以上

# 令和6年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント

- 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の基本給等（※1）について、令和5年度と令和6年度を比較すると11,130円の増（+4.6%）となっている。
- また、平均給与額（※2）については、令和5年度と令和6年度を比較すると13,960円の増（+4.3%）となっている。

介護職員等処遇改善加算取得	令和5年9月	令和6年9月	差 額
基本給等（月給・常勤の者）	242,680円	253,810円	+11,130円
平均給与額	324,240円	338,200円	+13,960円

※1 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※2 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（4～9月の支給金額の1/6。賞与等含む。）

※3 金額は10円未満を四捨五入している。

※4 調査対象となった施設・事業所に、令和5年度と令和6年度ともに在籍している介護職員について比較している。

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップ等により対応	59.8%
定期昇給	43.6%
各種手当の新設	17.8%
既存の各種手当の引き上げ	24.4%
賞与等の引き上げまたは新設	33.1%

令和6年度の加算の取得状況	本調査(R6.9時点)	参考)介護給付費等実態統計
介護職員等処遇改善加算（新加算）	95.5%	95.1% ※
① 新加算Ⅰ	45.7%	42.3% ※
② 新加算Ⅱ	32.2%	36.0% ※
③ 新加算Ⅲ	11.8%	11.1% ※
④ 新加算Ⅳ	2.6%	2.6% ※
⑤ 新加算Ⅴ（経過措置）	3.2%	3.1% ※

※ 介護給付費等実態統計による特別集計（直近である令和6年9月サービス提供分）

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	58.2%
調査対象サービスの介護従事者全員	14.1%
調査対象サービスの介護職員全員	10.7%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者	15.6%

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した（予定）	14.3%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた（予定）	80.7%

介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載	
事務作業が煩雑	39.6%
利用者負担の発生	22.4%
算定要件を達成できない	22.1%
届出に必要となる事務を行える職員がいない	22.0%

介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
看護職員	51.9%
生活相談員・支援相談員	50.8%
事務職員	37.9%
PT・OT・ST又は機能訓練指導員	34.3%
介護支援専門員	32.8%

# 令和6年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要

## 目 次

令和6年度介護従事者処遇状況等調査の概要 ..... P 1

I 処遇改善にかかる加算等の取得（届出）状況等について ..... P 2

〈介護職員等処遇改善加算〉

- ・ 加算の取得（届出）状況
- ・ 加算Ⅱの取得（届出）を行っていない理由
- ・ 加算Ⅲの取得（届出）を行っていない理由
- ・ 加算の取得（届出）をしない理由
- ・ 事務作業が煩雑とする具体的な事情
- ・ 給与等の引き上げの対象者
- ・ 加算を配分した職員の範囲
- ・ 賃金改善の実施方法
- ・ 加算額の一部の令和7年度への繰り越し状況
- ・ 賃上げ促進税制の適用有無

II 介護従事者等の平均給与額等の状況について ..... P 12

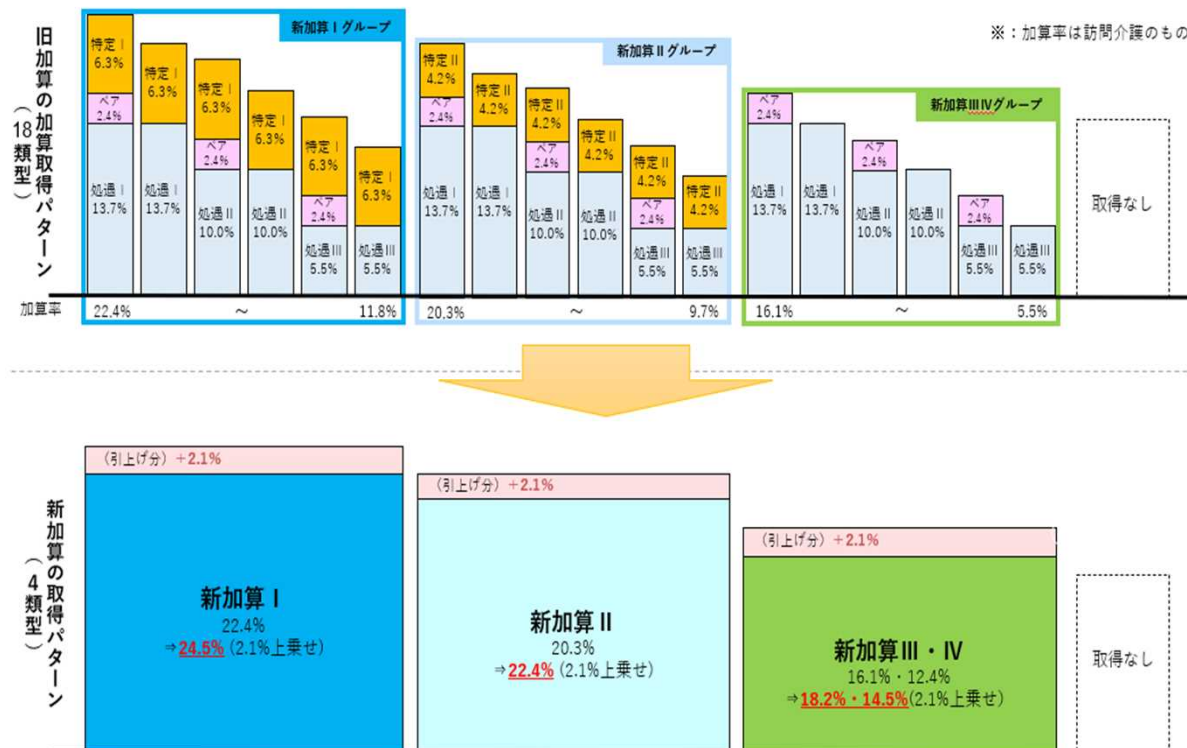
- ・ 介護従事者等の平均基本給等の状況（月給・常勤の者、職種別）
- ・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）
- ・ 介護職員の平均給与額の内訳（月給・常勤の者）
- ・ 介護職員の平均給与額の内訳（月給・常勤の者、サービス種類別）
- ・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）
- ・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）

III 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について ..... P 18

# 令和6年度介護従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和6年10月（参考：令和4年度調査の調査時期は令和4年12月）
- 調査対象等
  - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所
  - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
  - ・ 調査客体数 13,801施設・事業所
  - ・ 有効回答数 8,180施設・事業所（有効回答率：59.3%）
  - ・ 調査項目 介護職員等処遇改善加算の取得（届出）状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（令和5年9月と令和6年9月における給与）等

## 介護職員等処遇改善加算



# I 処遇改善にかかる加算等の取得（届出）状況等について

## ○ 加算の取得（届出）状況

介護職員等処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が95.5%、加算を「取得（届出）していない」事業所が4.5%となっている。

また、加算の種類別Ⅰ～Ⅴの取得状況をみると、加算Ⅰを取得（届出）している事業所が45.7%となっている。

（統計表第29表）

	介護職員等処遇改善加算(新加算)の届出をしている	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	介護職員等処遇改善加算(新加算)届出をしていない
全 体	95.5%	45.7%	32.2%	11.8%	2.6%	3.2%	4.5%
介護老人福祉施設	99.6%	80.1%	13.4%	3.3%	0.7%	2.1%	0.4%
介護老人保健施設	98.8%	69.7%	16.4%	6.1%	3.1%	3.6%	1.2%
介護医療院	91.5%	44.6%	14.8%	14.3%	10.5%	7.3%	8.5%
訪問介護	96.3%	44.5%	32.3%	12.2%	2.5%	4.7%	3.7%
通所介護	94.3%	36.7%	35.3%	15.9%	3.5%	3.0%	5.7%
通所リハビリテーション	78.7%	47.7%	10.3%	13.1%	3.1%	4.5%	21.3%
特定施設入居者生活介護	99.5%	48.3%	42.5%	5.5%	2.2%	1.0%	0.5%
小規模多機能型居宅介護	99.0%	48.3%	38.6%	10.1%	1.0%	0.9%	1.0%
認知症対応型共同生活介護	99.7%	42.0%	45.6%	8.8%	1.2%	2.2%	0.3%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和6年9月30日時点の取得(届出)状況である。

## ○ 加算Ⅱの取得（届出）を行っていない理由

介護職員等処遇改善加算Ⅲを取得（届出）している事業所における加算Ⅱの取得（届出）を行っていない理由をみると、「改善後の年額賃金要件を定めることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が35.4%、「改善後の年額賃金要件をどのようにして定めたらよいかわからないため」が29.2%となっている。

（統計表第51表）

（複数回答）

	①	②	③	④	⑤
	改善後の年額賃金要件を定めることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	改善後の年額賃金要件をどのようにして定めたらよいかわからないため	改善後の年額賃金要件を定めることにより、介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため	改善後の年額賃金要件を定めるための事務作業が煩雑であるため	改善後の年額賃金要件を定めることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため
全体	35.4%	29.2%	28.9%	27.3%	20.8%
介護老人福祉施設	48.5%	28.9%	28.5%	27.2%	19.1%
介護老人保健施設	58.8%	16.7%	30.7%	16.3%	25.7%
介護医療院	57.0%	18.7%	39.9%	32.2%	17.4%
訪問介護	24.5%	31.4%	24.5%	28.9%	21.4%
通所介護	40.2%	30.1%	29.3%	28.2%	21.7%
通所リハビリテーション	45.8%	20.7%	34.2%	17.6%	15.0%
特定施設入居者生活介護	31.2%	38.4%	28.7%	18.4%	26.9%
小規模多機能型居宅介護	30.3%	23.4%	32.8%	21.1%	21.9%
認知症対応型共同生活介護	29.1%	29.2%	33.1%	33.0%	16.4%

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 令和6年9月30日時点の状況である。

注3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)の届出を行わない理由は上位5位を掲載している。

## ○ 加算Ⅲの取得（届出）を行っていない理由

介護職員等処遇改善加算Ⅳを取得（届出）している事業所における加算Ⅲの取得（届出）を行っていない理由をみると、「昇給の仕組みを設けることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなる懸念されるため」が39.9%、「昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が36.3%となっている。

（統計表第48表）

（複数回答）

	昇給の仕組みを どのようにして 定めたらよいか わからないため	昇給の仕組みを 設けるための 事務作業が 煩雑であるため	昇給の仕組みを設け ることにより、 賃金管理を行うことが 今後難しくなるため	昇給の仕組みを設け ることにより、 職種間・事業所間の 賃金のバランスがと れなくなる懸念されるため	昇給の仕組みについ て、法人内又は施設・ 事業所内で合意形成 することが難しいため
全体	20.7%	36.3%	22.9%	39.9%	11.3%
介護老人福祉施設	...	...	...	...	...
介護老人保健施設	17.9%	3.9%	11.3%	63.8%	12.4%
介護医療院	17.2%	14.5%	12.7%	70.1%	17.4%
訪問介護	10.3%	46.9%	14.7%	24.0%	9.0%
通所介護	29.4%	38.2%	30.4%	39.1%	11.2%
通所リハビリテーション	18.1%	29.1%	14.4%	70.6%	21.5%
特定施設入居者生活介護	15.3%	30.5%	29.8%	29.8%	23.5%
小規模多機能型居宅介護	...	...	...	...	...
認知症対応型共同生活介護	...	...	...	...	...

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 令和6年9月30日時点の状況である。

注3) 集計対象数が10未満の場合は「...」と表章している。

## ○ 加算の取得（届出）をしない理由

介護職員等処遇改善加算の取得（届出）をしていない事業所における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が39.6%、「利用者負担の発生」が22.4%、「算定要件を達成できない」が22.1%となっている。

（統計表第60表）

（複数回答）

	対象施設・事業所の制約のため困難	事務作業が煩雑	届出に必要な事務を行える職員がない	令和8年度以降の取扱が不明	追加費用負担の発生	利用者負担の発生	非常勤職員等の処遇上の問題	賃金改善の必要性がない	算定要件を達成できない
全体	7.9%	39.6%	22.0%	4.8%	7.6%	22.4%	6.0%	2.4%	22.1%
介護老人福祉施設	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介護老人保健施設	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介護医療院	28.2%	30.4%	16.1%	12.9%	6.4%	9.4%	9.2%	0.0%	25.5%
訪問介護	6.4%	58.9%	25.8%	3.2%	9.2%	35.3%	9.6%	0.0%	25.6%
通所介護	3.4%	41.3%	28.2%	5.3%	8.4%	21.3%	6.2%	1.7%	14.9%
通所リハビリテーション	13.7%	24.6%	12.9%	4.7%	5.7%	14.5%	3.9%	4.9%	28.7%
特定施設入居者生活介護	...	...	...	...	...	...	...	...	...
小規模多機能型居宅介護	...	...	...	...	...	...	...	...	...
認知症対応型共同生活介護	...	...	...	...	...	...	...	...	...

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 令和6年9月30日時点の状況である。

注3) 集計対象数が10未満の場合は「...」と表章している。



## ○ 事務作業が煩雑とする具体的な事情

介護職員等処遇改善加算の取得（届出）をしていない理由について、「事務作業が煩雑」と回答した事業所の具体的な事情をみると、「処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため」が85.8%、「処遇改善実績報告書を作成するための事務作業が煩雑であるため」が81.3%となっている。

(統計表第63表)  
(複数回答)

	処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため	処遇改善実績報告書を作成するための事務作業が煩雑であるため	勤務時間や勤務日数等に応じて、処遇改善加算の総額から個々の職員の支給額を算定する事務作業が煩雑であるため
全 体	85.8%	81.3%	59.6%
介護老人福祉施設	・・・	・・・	・・・
介護老人保健施設	—	—	—
介護医療院	100.0%	69.1%	58.5%
訪問介護	78.3%	83.7%	83.2%
通所介護	90.2%	78.2%	45.2%
通所リハビリテーション	90.6%	88.5%	53.0%
特定施設入居者生活介護	・・・	・・・	・・・
小規模多機能型居宅介護	・・・	・・・	・・・
認知症対応型共同生活介護	・・・	・・・	・・・

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和6年9月30日時点の状況である。

注3)計数のない場合は「-」、集計対象数が10未満の場合は「・・・」と表章している。

## ○ 給与等の引き上げの対象者

給与等の引き上げの対象者をみると、「施設・事業所の職員全員について、給与等を引き上げ（予定）」が58.2%となっている。

(統計表第16表)  
(複数回答)

	施設・事業所の職員 全員について、 給与等を引き上げ (予定)	調査対象サービスに おける介護従事者 全員について、 給与等を引き上げ (予定)	調査対象サービスに おける介護職員 全員について、 給与等を引き上げ (予定)	何らかの要件に 該当した調査対象 サービスにおける 介護従事者のみ、 給与等を引き上げ (予定)	給与等を引き上げる 予定だが、対象者に ついては未定
全体	58.2%	14.1%	10.7%	15.6%	9.4%
介護老人福祉施設	75.3%	10.2%	5.9%	9.5%	5.1%
介護老人保健施設	66.4%	10.9%	13.5%	15.9%	4.9%
介護医療院	65.7%	13.9%	15.1%	11.7%	4.8%
訪問介護	49.4%	15.7%	16.4%	19.6%	9.1%
通所介護	54.4%	16.2%	10.3%	15.5%	10.1%
通所リハビリテーション	63.7%	13.5%	9.8%	12.0%	7.3%
特定施設入居者生活介護	72.4%	7.8%	10.4%	16.5%	3.4%
小規模多機能型居宅介護	63.7%	13.2%	6.0%	15.8%	8.3%
認知症対応型共同生活介護	61.6%	19.5%	13.5%	13.8%	11.4%
居宅介護支援	59.0%	8.7%	4.2%	14.6%	13.0%

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 令和6年9月30日時点の状況である。

## ○ 加算を配分した職員の範囲

介護職員等処遇改善加算の配分状況を見ると、看護職員及び生活相談員・支援相談員の割合が高くなっている。

(統計表第33表)

(複数回答)

看護職員	生活相談員 ・支援相談員	PT、OT、ST 又は 機能訓練指導員	介護支援 専門員	事務職員	調理員	管理栄養士 ・栄養士
51.9%	50.8%	34.3%	32.8%	37.9%	19.6%	20.4%

注) 介護職員等処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

(参考) 令和4年度介護従事者処遇状況等調査における介護職員等ベースアップ等支援加算の配分状況

(複数回答)

看護職員	生活相談員 ・支援相談員	PT、OT、ST 又は 機能訓練指導員	介護支援 専門員	事務職員	調理員	管理栄養士 ・栄養士
45.1%	45.1%	27.9%	29.9%	31.5%	16.4%	18.5%

## ○ 賃金改善の実施方法

令和6年度の賃金改善の実施方法をみると、「ベースアップ等により対応」が59.8%、「定期昇給を実施することで対応」が43.6%となっている。

(統計表第36表)

(複数回答)

	ベースアップ等 により対応	定期昇給を実施 することで対応	各種手当を新設 (決まって毎月支払 われる手当以外)	既存の各種手当を 引き上げて対応 (決まって毎月支払 われる手当以外)	賞与等(一時金を 含む)の支給金額 の引き上げ又は 新設により対応	その他
全 体	59.8%	43.6%	17.8%	24.4%	33.1%	2.2%
介護老人福祉施設	53.7%	62.2%	19.5%	29.4%	26.3%	2.0%
介護老人保健施設	54.6%	53.3%	23.1%	24.3%	19.6%	1.5%
介護医療院	54.9%	42.4%	24.5%	23.6%	17.2%	2.2%
訪問介護	61.5%	36.0%	15.2%	24.3%	38.4%	1.9%
通所介護	58.4%	42.9%	17.4%	23.7%	36.7%	3.0%
通所リハビリテーション	53.4%	48.7%	25.3%	23.7%	19.8%	2.6%
特定施設入居者生活介護	58.7%	59.9%	23.0%	28.2%	28.3%	1.3%
小規模多機能型居宅介護	60.3%	45.1%	18.3%	23.2%	29.5%	1.9%
認知症対応型共同生活介護	68.4%	38.1%	16.2%	22.9%	30.0%	1.3%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)介護職員等処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

注3)「ベースアップ等」とは、賃金表の改定により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることを指す。

## ○ 加算額の一部の令和7年度への繰り越し状況

加算額の一部の令和7年度への繰越状況をみると、「加算額の一部を令和7年度に繰り越した(予定)」が14.3%、「加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた(予定)」が80.7%となっている。

(統計表第42表)

	加算額の一部を 令和7年度に繰り越した(予定)	加算の全額を令和6年度分の 賃金改善に充てた(予定)
全 体	14.3%	80.7%
介護老人福祉施設	18.5%	78.8%
介護老人保健施設	12.3%	84.4%
介護医療院	14.1%	81.8%
訪問介護	12.0%	81.9%
通所介護	14.7%	80.0%
通所リハビリテーション	14.6%	81.8%
特定施設入居者生活介護	13.5%	82.6%
小規模多機能型居宅介護	15.8%	76.5%
認知症対応型共同生活介護	16.2%	80.4%

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 令和6年9月30日時点の状況である。

注3) 介護職員等処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

## ○ 賃上げ促進税制の適用有無

令和6年度の賃上げ促進税制の適用有無をみると、「（賃上げ促進税制の対象であり）適用を受ける予定」が23.3%、「未定」が34.3%となっている。

（統計表第13表）

	（賃上げ促進税制の対象であり） 適用を受ける予定	（賃上げ促進税制の対象であるが） 適用を受けない予定	賃上げ促進税制の 対象外 （社会福祉法人）	賃上げ促進税制の 対象外（その他）	未定
全 体	23.3%	5.3%	24.1%	9.9%	34.3%
介護老人福祉施設	2.4%	0.9%	84.7%	2.0%	8.5%
介護老人保健施設	28.5%	5.5%	16.5%	15.4%	32.4%
介護医療院	29.1%	10.2%	1.3%	14.9%	40.7%
訪問介護	30.8%	5.9%	13.2%	8.9%	37.3%
通所介護	26.3%	6.1%	22.1%	7.9%	35.4%
通所リハビリテーション	24.9%	6.7%	9.0%	17.0%	38.3%
特定施設入居者生活介護	22.2%	2.9%	18.7%	9.1%	45.0%
小規模多機能型居宅介護	20.2%	4.6%	29.8%	10.3%	32.3%
認知症対応型共同生活介護	28.2%	5.3%	23.0%	8.2%	33.3%
居宅介護支援	11.6%	5.3%	26.4%	16.1%	35.7%

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 令和6年2月1日～令和6年9月30日の間の状況である。

注3) 「給与等を引き上げた」または「令和6年1月末時点の給与水準を維持しているが、1年以内に引き上げる予定」と回答した施設・事業所の状況である。

## Ⅱ 介護従事者等の平均給与額等の状況について

### ○ 介護従事者等の平均基本給等の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給等について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、11,130円の増となっている。

（統計表第95表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
介護職員	253,810円	242,680円	11,130円
看護職員	290,590円	283,450円	7,140円
生活相談員・支援相談員	277,800円	267,120円	10,680円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	286,820円	277,770円	9,050円
介護支援専門員	290,340円	279,500円	10,840円
事務職員	248,410円	239,550円	8,860円
調理員	212,250円	203,790円	8,460円
管理栄養士・栄養士	250,240円	242,590円	7,650円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。

注2) 基本給等は基本給(月額)＋手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。)

注3) 平均基本給等は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、13,960円の増となっている。

（統計表第70表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
介護職員	338,200円	324,240円	13,960円
看護職員	384,620円	375,260円	9,360円
生活相談員・支援相談員	353,950円	340,150円	13,800円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	362,800円	350,190円	12,610円
介護支援専門員	375,410円	363,760円	11,650円
事務職員	317,620円	305,960円	11,660円
調理員	272,240円	260,140円	12,100円
管理栄養士・栄養士	323,810円	311,810円	12,000円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。



## ○ 介護職員の平均給与額の内訳（月給・常勤の者）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、基本給が4,240円の増、手当が8,330円の増、一時金が1,390円の増となっている。

（統計表第70表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
平均給与額	338,200円	324,240円	13,960円
うち、基本給	192,660円	188,420円	4,240円
うち、手当	97,980円	89,650円	8,330円
うち、一時金(賞与等)	47,560円	46,170円	1,390円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注3) 一時金は賞与その他臨時支給分として4～9月に支給された金額の1/6

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。このため合計が合わないことがある。

○ 介護職員の平均給与額の内訳（月給・常勤の者、サービス種類別）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、各サービスにおいて1万円以上の増加額となっている。

（統計表第73表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
全 体	338,200円	324,240円	13,960円
介護老人福祉施設	361,860円	346,970円	14,890円
介護老人保健施設	352,900円	338,510円	14,390円
介護医療院	330,030円	314,320円	15,710円
訪問介護	349,740円	332,810円	16,930円
通所介護	294,440円	283,570円	10,870円
通所リハビリテーション	319,310円	307,830円	11,480円
特定施設入居者生活介護	361,000円	345,700円	15,300円
小規模多機能型居宅介護	305,220円	294,750円	10,470円
認知症対応型共同生活介護	302,010円	290,190円	11,820円

注1) 通所介護には地域密着型通所を含む。

注2) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

## ○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和5年9月と令和6年9月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第86表）

	平均年齢 (歳)	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
全 体 【平均勤続年数：9.5年】	45.7	338,200円	324,240円	13,960円
1年(勤続1年～1年11か月)	40.4	298,760円	265,970円	32,790円
2年(勤続2年～2年11か月)	40.5	309,630円	296,920円	12,710円
3年(勤続3年～3年11か月)	42.2	316,080円	297,880円	18,200円
4年(勤続4年～4年11か月)	42.7	322,370円	308,120円	14,250円
5年～9年	45.3	335,640円	322,240円	13,400円
10年以上	48.9	359,040円	347,640円	11,400円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日とも在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4) 勤続年数は令和6年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、令和5年4月から勤務を開始した介護職員の場合、令和5年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和5年9月の平均給与額が低くなることの一つの要因として考えられる。

## ○ 介護職員の平均給与額の様況（月給・常勤の者、保有資格別）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。

（統計表第89表）

		平均勤続年数 (年)	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
全 体		9.5	338,200円	324,240円	13,960円
	保有資格あり	9.6	339,960円	326,670円	13,290円
	複数 回答	介護福祉士	350,050円	337,160円	12,890円
		社会福祉士	397,620円	377,210円	20,410円
		介護支援専門員	388,080円	377,600円	10,480円
		実務者研修	327,260円	313,490円	13,770円
		介護職員初任者研修	324,830円	311,290円	13,540円
	保有資格なし	5.8	290,620円	271,080円	19,540円

注1)「実務者研修」とは、実務者研修、介護職員基礎研修及びヘルパー1級をいう。

注2)「介護職員初任者研修」とは、介護職員初任者研修及びヘルパー2級をいう。

注3) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注4) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注6) 平均勤続年数は令和6年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

### Ⅲ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

#### ○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について、職場環境等要件の各区分別に実施率が高いのは、

- ・ 入職促進に向けた取組のうち、「法人事業所の経営理念やケア方針などの明確化」が 70.5%
- ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援のうち、「研修の受講支援等」が 73.9%
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進のうち、「有給休暇が取得しやすい環境の整備」が 78.7%
- ・ 腰痛を含む心身の健康管理のうち、「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等」が 81.6%
- ・ 生産性向上のための業務改善の取組のうち、「業務手順書の作成等」が 72.4%
- ・ やりがい・働きがいの醸成のうち、「職員の気づきを踏まえたケア内容等の改善」が 83.7%

となっている。

(統計表第66表)

	実施	未実施
入職促進に向けた取組		
法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	70.5%	17.6%
資質の向上やキャリアアップに向けた支援		
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	73.9%	11.9%
両立支援・多様な働き方の推進		
有給休暇が取得しやすい環境の整備	78.7%	10.3%
腰痛を含む心身の健康管理		
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	81.6%	8.6%
生産性向上のための業務改善の取組		
業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	72.4%	15.8%
やりがい・働きがいの醸成		
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	83.7%	6.4%

注1) 当該設問に未回答の施設・事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない場合がある。

注2) 職場環境等要件については、各区分ごとの実施率の上位1位を掲載している。